

**ドッグフード・キャットフード
の成分検査の推奨
(表示内容と内容物の整合確認)**



2011年4月吉日

**日本ラボテック株式会社は、
“総合”検査会社です。**

**最近は、ペットフードに対する
問い合わせが増えています。**

日本ラボテックに持ち込まれる製品と検査の紹介（関連商品の例示）

ペットフードも増加傾向にあります



電気製品
(構造上、安全か、性能は確かか)



食器類
(有害物質の含有、溶出はないか？熱に強いかな)



ステンレス製品
(本当にステンレスと言えるか)



アパレル製品
(生地は何か、縫製・色落ちに問題は無いかな)



ガラス製品
(強度レベルは？なぜ、割れたか？)



アクセサリ
(かぶれたりしないか、すぐ外れないか。服を破損させないか)



バッグ類(保冷)
(本当に保冷か、色落ちしないか、耐荷重は十分か)



健康器具
(耐荷重は十分か、何回やっても壊れないか)

増加傾向



ドッグフード
(成分は何か？表示内容に整合しているか？)



**工場・レストラン
(厨房・飲食コーナー)**
(衛生・管理体制に問題はないか？
検便検査)

(上記の写真は例示であり、実際の検体とは異なります)

この背景には、ペットフード安全法が施行されたことがあります

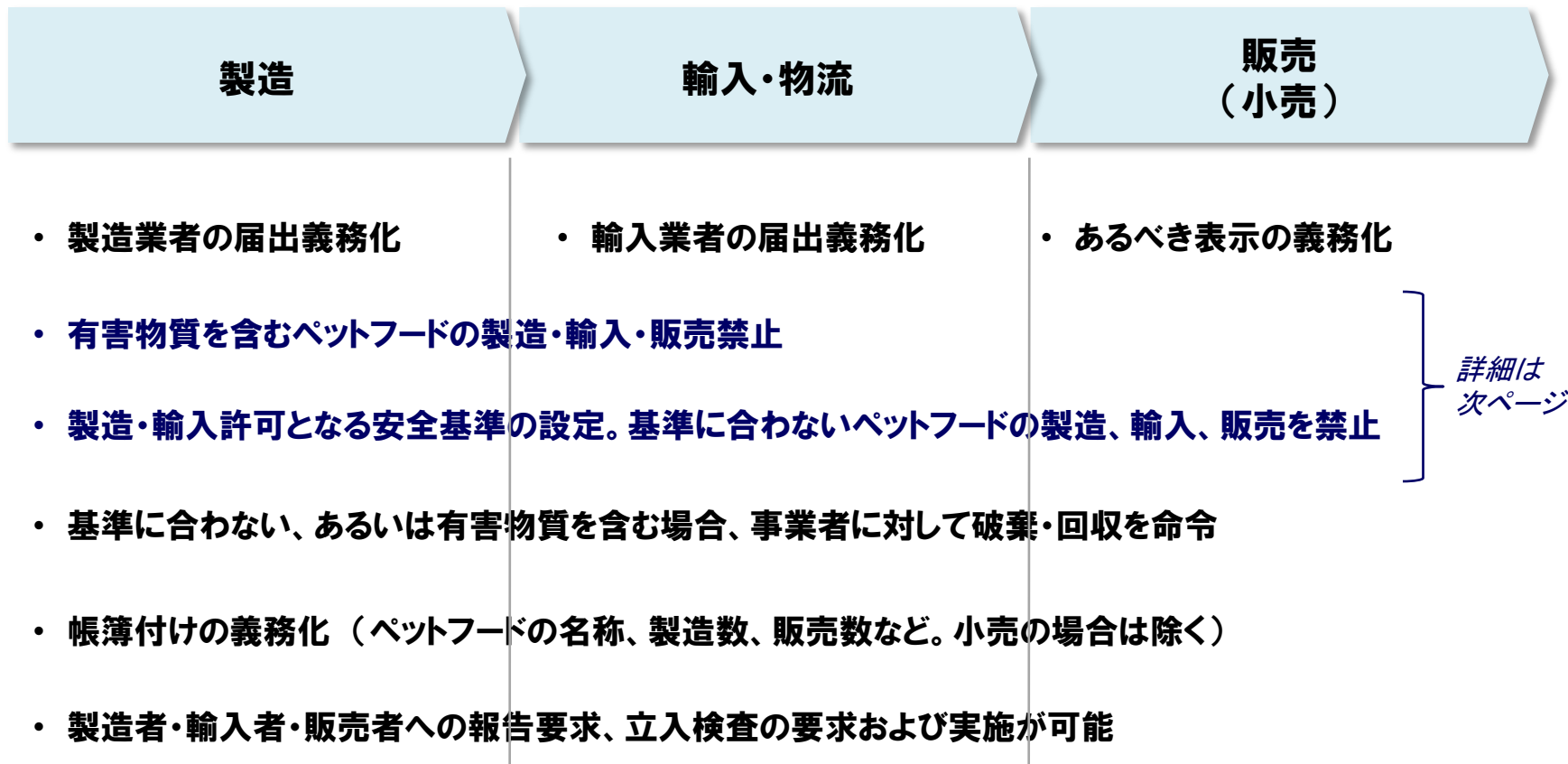
- 平成21年6月1日
「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」
(通称： ペットフード安全法)が施行

管轄： 農林水産省、環境省



出所： 農林水産省、環境省ホームページ

ペットフード安全法とは： 概要



詳細は
次ページ

主に、危険諸品の消費者に届く前の未然防止、
並びに、“もしも”発生時の強制回収権の確保

有害物質、安全基準とは（ペットフード安全法より）

製造方法基準

分類	物質など	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は、乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

成分規格

分類	物質など	上限値(ppm)
かび毒	アフラトキシンB1	0.02
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン、BHA、HT	150(合計量) 犬用は、エトキシキン75ppm

忘れがちだが、有害物質・安全基準のみならず、 表示内容の確からしさの検証が必須。特に販売者が留意すべき点

ペットフード安全法

製造	輸入・物流	販売 (小売)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業者の届出義務化 ・ 有害物質を含むペットフードの製造・輸入・販売禁止 ・ 帳簿付けの義務化（ペットフードの名称、製造数、販売数など。小売の場合は除く） ・ 製造・輸入許可となる基準の設定。基準に合わないペットフードの製造、輸入、又は販売を禁止 ・ 基準に合わない、あるいは有害物質を含む場合、事業者に対して破棄・配収を命令 ・ 製造者・輸入者・販売者への報告要求、立入検査の要求および実施が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入業者の届出義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あるべき表示の義務化

販売者は この担保が必要

- 輸入品は“成分規格”・“製造方法基準”が満たされていないと輸入できない
- 従い、**輸入されれば、有害なものはないはず**
- しかし、**ペットが求めているのは“有害ではない”だけではない**
- ペットの年齢・ライフステージ、好き嫌い、そもそも必要とされる栄養素の違い、など、**ペットが求めるあるべきフードが購入時に判別できなければならない**
- そのためには、**製品に表示される内容が適切(=あるべき表示)であることが必須**

ペットのためのあるべきペットフードとそれを判断する表示内容

- 飼い主は、商品パッケージの表示内容を参考に、自身のペットに必要な商品を選択する。表示内容が適切であることはもちろんだが、そもそも表示内容と内容物が整合しているか？が確認すべき大きな課題点

ペットが求めるあるべきフード

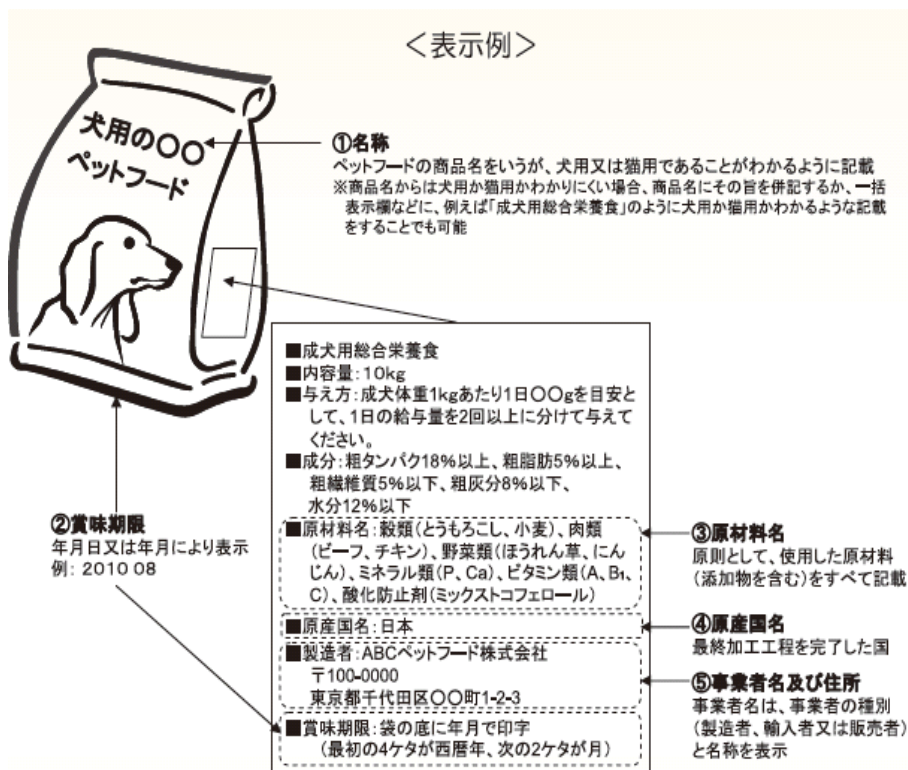
- 猫、犬でそもそも必要とされる栄養素が違う
- 総合栄養食？ おやつ？ その他の目的？
- 避けるべき食材
- ライスステージ別
 - － 哺乳期、離乳期、成長期、成犬・成猫、高齢犬・猫
- 好きな食材、嫌いな食材
- ペットフードのタイプ
 - － ドライ、ウェット、セミモイスト、ソフトドライ

など

表示

比較・購入の参考

<表示例>



①名称
ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
※商品名からは犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名にその旨を併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることも可能

②賞味期限
年月日又は年月により表示
例：2010 08

③原材料名
原則として、使用した原材料（添加物を含む）をすべて記載

④原産国名
最終加工工程を完了した国

⑤事業者名及び住所
事業者名は、事業者の種別（製造者、輸入者又は販売者）と名称を表示

■成犬用総合栄養食
■内容量：10kg
■与え方：成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
■成分：粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料名：穀類（とうもろこし、小麦）、肉類（ビーフ、チキン）、野菜類（ほうれん草、にんじん）、ミネラル類（P、Ca）、ビタミン類（A、B₁、C）、酸化防止剤（ミックストコフェロール）

■原産国名：日本
■製造者：ABCペットフード株式会社
〒100-0000
東京都千代田区〇〇町1-2-3

■賞味期限：袋の底に年月で印字（最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月）

まとめ： 表示内容と内容物の整合確認の推奨

- **販売者には、義務づいている表示内容と内容物の整合性を確認する責任がないだろうか**
- **成分分析をはじめとした表示内容の確からしさを検証しておくことで、ペットを大切に思う飼い主の正しい選択を可能とし、事故を未然に防ぐことにもつながる**